

入札説明書

令和7年10月2日

債務教総委第6号 スクールバス運行業務の制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

記

1 公 告 日 令和7年10月2日（木）

2 発 注 者 瑞浪市長 水 野 光 二

3 事業内容等

- （1）事業番号 債務教総委第6号
事業名 スクールバス運行業務
- （2）履行場所 瑞浪市土岐町・釜戸町・大湫町・日吉町・稲津町及び陶町 地内
- （3）契約期間 契約日から令和13年3月31日まで
ただし、契約日から令和8年3月31日までは事前準備業務の履行期間とし、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間をスクールバス運転管理業務の履行期間とする。
- （4）業務概要 ① 年間予定運行日数220日
（授業日：205日 授業日以外の学校行事：15日）
② 1日の便数 各路線2便（登校時1便・下校時1便）
③ 運行路線 瑞浪北中学校6路線、瑞浪南中学校1路線
④ 運行車両 各路線の乗降者数を満たすバス

4 予 定 価 格 事後公表

5 調 査 基 準 価 格 無

6 最低制限価格 無

7 入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者としします。参加資格有無の判断基準日について、特に指定がない場合は入札参加申請書の提出日としします。なお、申請書提出日から落札決定日までに参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格としします。

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する条件

本件公告日現在、瑞浪市競争入札参加資格者名簿（役務の提供）の小分類「バス運行」に登録されていること。

(2) 道路運送法に規定する許可に関する条件

道路運送法第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業について、同法第4条第1項の許可を受けていること。

(3) 道路運送法に規定する営業区域に関する条件

道路運送法第20条に規定する営業区域が当該事業に該当していること。

(4) その他の条件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- ④ 瑞浪市から瑞浪市競争入札参加資格停止措置要領（平成20年訓令甲第6号）及び瑞浪市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年告示第1号）に基づく資格停止措置を入札参加申請期限日から本件契約締結日までの期間内に受けていないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア 資本関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合：

その他上記ア・イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

8 担 当 課

区分	担当課・係	連絡先
入 札 担当課	瑞浪市総務部 総務課 契約係	住所：〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地 瑞浪市役所3階 電話：0572-68-9720（直通） F A X：0572-68-8749 メー ル：keiyaku@city.mizunami.lg.jp
事 業 担当課	瑞浪市教育委員会 教育総務課	住所：〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地 瑞浪市役所4階

9 入 札 日 程

手続等	期間・期日	方法・場所
仕様書等の 配布・閲覧	令和7年10月2日(木) 午後2時から 令和7年10月29日(水) 午前10時30分まで	瑞浪市ホームページよりダウンロードすること https://www.city.mizunami.lg.jp
入札参加申請 書の受付	令和7年10月2日(木) 午後2時から 令和7年10月16日(木) 午後4時までの 市の機関の休日を除く毎日	・入札担当課宛に持参 郵送又は電送による提出は 認めない ・提出書類【様式第1号】
入札参加資格 確認通知書の 発行	令和7年10月21日(火)午後5時までにを行う	電子メールにより通知する
質問の受付	令和7年10月2日(木) 午後2時から 令和7年10月16日(木) 午後4時まで	入札担当課宛に電子メール又は FAXにより送信すること(様 式自由)
質問の回答	令和7年10月21日(火) 午後5時までに随時行う	瑞浪市ホームページに掲載す る(質問がない場合は掲載しない)
入札執行	令和7年10月29日(水)午前10時30分	・瑞浪市役所西分庁舎 2階 入札室 ・入札方法は持参のみとし、郵 送又は電送による入札は認 めない
入札結果の公表	落札決定日以降	・瑞浪市ホームページに掲載 ・入札担当課にて閲覧

10 入札手続きに関する事項

(1) 入札参加申請書の提出について 【様式第1号】

- ①入札参加申請書に必要事項を記入し、受付期間内に入札担当課へ持参してください。郵送又は電送による提出は認めません。
- ② 添付書類として、次の書類を提出してください。
 - 「7 入札参加資格」の(2)関連
道路運送法第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業について、同法第4条第1項の許可を受けていることがわかる資料の写し
 - 「7 入札参加資格」の(3)関連
道路運送法第20条に規定する営業区域が当該事業に該当していることがわかる資料の写し
- ③入札参加資格の審査後、9の入札日程に示す期日までに電子メールにて入札参加資格確認通知書を発行します。

(2) 質疑照会について

仕様書等に関する質疑は、9入札日程に示す期間内に電子メール又はFAXにより入札担当課宛に送信してください。様式は自由です。

質疑の回答は、9入札日程に示す期日までに瑞浪市ホームページに掲載します。(質疑がなかった場合は掲載しません。)

(3) 入札書の記載方法について

入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった5年分総額の契約希望金額の110分の100に相当する金額及び内訳を入札書に記載してください。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。

(4) 入札執行について

- ①入札方法は持参とします。郵送又は電送による入札は認めません。
- ②代理人が入札する場合は、必ず委任状を提出してください。
- ③入札参加申請書提出後に入札を辞退する場合は、入札完了までの間に辞退届を提出してください。辞退届の様式は瑞浪市ホームページを参照してください。

(5) 落札者の決定方法等

- ①予定価格の制限の範囲内の最低価格入札者を落札者とします。
- ②同価格の入札があった場合は、くじにより落札者を決定します。なお、この場合においては、くじを引くことを辞退することはできません。
- ③すべての入札参加者が予定価格の制限範囲を超える入札であった場合は、開札日に再度入札を行いますので、再度入札用の入札書(押印済)をご用意ください。なお、再度入札は1回とします。
- ④契約締結は、落札後1週間以内とします。落札者が、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

(6) 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- ②申請書又は資料に虚偽の記載をしたとき。
- ③入札書に記名押印のないとき又は記載内容が明らかでないとき。
- ④入札書の内訳の記載に不備があるとき。
- ⑤入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- ⑥入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- ⑦入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- ⑧入札に対し、談合等の不正行為があったとき。
- ⑨その他あらかじめ示された入札条件に違反するとき。

(7) 入札又は開札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止し、又は延期することがあります。この場合における損害は、入札者の負担とします。

11 契約条件等に関する事項

(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	免除
(3) 契約書作成の要否	要、電子契約可 電子契約を希望する場合は落札後電子契約利用承諾書を提出すること
(4) 前金払	無
(5) 部分払	有
(6) 議会の議決	不要
(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨に限る

12 その他

(1) 損害賠償金の予約

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、損害賠償金として請負金額の10分の1に相当する額を支払わなければなりません。

(2) 談合行為に対する措置

談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は原則として改めて公告を行い入札を行うものとしします。

(3) その他

この入札説明書に記載のない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及び本市契約規則等の定めるところによるものとしします。